

厚木市市税条例の一部改正の概要

(身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免にかかる提出書類について)

1 条例改正の趣旨

令和 4 年度道路交通法等の改正（令和 7 年 3 月 24 日施行）による運転免許証情報の記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の運用開始に伴い、軽自動車税種別割の減免申請時の運転免許証提示義務に係る規定等の整備を行うことから、厚木市市税条例の一部を改正する他、その他所要の措置を講ずるものです。

2 軽自動車税種別割の減免概要について

- (1) 目 的 社会全体として、障がい者に対して税負担軽減措置が講じられていることから、軽自動車税種別割についても減免するものです。
- (2) 対 象 身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等（条例抜粋）
上記の者と生計を一にする者が所有する軽自動車等（条例抜粋）
- (3) 減免額
- | | |
|------------------------|-------------|
| ア 軽自動車 | |
| (ア) 2 輪のもの(側車付のものを含む。) | 年額 3,600 円 |
| (イ) 3 輪のもの | 年額 3,900 円 |
| (ウ) 4 輪以上のもの | |
| a 乗用のもの | |
| 自家用 | 年額 10,800 円 |
| b 貨物用のもの | |
| 自家用 | 年額 5,000 円 |
| イ 原動機付自転車 | |
| (ア) 第一種一般原付 | 2,000 円 |
| (イ) 第一種特定原付 | 2,000 円 |
| (ウ) 第二種乙 | 2,000 円 |
| (エ) 第二種甲 | 2,400 円 |
| (オ) ミニカー | 3,700 円 |

3 改正内容

減免申請にかかる提示書類のうち、運転免許証に運転免許証情報の記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）を加えるため所要の措置を講じます。

4 施行時期

公布の日（令和 7 年 6 月予定）

5 その他

(1) 運転免許証情報の確認方法について

警察庁が作成した「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して確認します。

(2) 市民参加条例について

市民参加条例第6条第7項第3号の規定に基づき、手続き不要の旨を確認しています。